

資料3 文部科学省の 特別支援教育への転換を踏まえた
長野県教育委員会における 自律教育の方向

変更内容 < 1 > 特殊教育から特別支援教育への転換		
文 部 科 学 省 の 方 針	具 体 的 な 変 更 内 容 ①障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から、 ②障害のある子どもの教育的ニーズを正確に把握した教育的支援を行う特別支援教育へと転換を図る ※全学齢児童生徒の約1.4% →約7～8%へ増加	国 の 説 明 ・特殊教育の対象の障害だけでなくLD、ADHD等のある子どもへの支援を行う体制へと転換する ・体制整備に向け、47都道府県において、特別支援教育推進体制モデル事業を実施中（15・16年度）
県 の 方 向	◎特殊教育から自律教育へ ①自己選択・自己決定を大切にした主体的な取組を願う “自律教育”（対象の子どもも拡大）への転換を図る ②特別支援教育は、自律教育に読み替えをして使用する	
変更内容< 2 > 特殊学級から特別支援教室（仮称）での対応へ		
文 科 省 の 方 針	具 体 的 な 変 更 内 容 ①特殊学級に在籍しほとんどの時間を特別の場で過ごす、又は、通級指導教室に数時間通っている方式から、 ②通常の学級に在籍し、必要な時間、通級をする方式に改める	国 の 説 明 ・通常の学級に在籍し、必要な時間のみの特別支援教室の場で特別の指導を受けることを可能とする制度に一本化する ・法令の改正に向けて準備中
県 の 方 向	◎現行の特殊学級を基盤とした体制づくり ①現状の教育内容を後退させないように、体制づくりを進める ②児童生徒の生活づくりを中心とした教育活動など、これまで積み重ねてきた取組は継続する	
変更内容< 3 > 特別支援教育コーディネーターの配置・個別の教育支援計画の作成		
文 部 科 学 省 の 方 針	具 体 的 な 変 更 内 容 ①学内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整、保護者に対する学校の窓口の役割を担う ②すべての障害のある子どもに、教育的支援の目標や基本的な内容等からなる個別の教育支援計画を作成する	国 の 説 明 ①学校としての全体的・総合的な対応を行うために、 ・すべての障害のある子どもについて個別の教育支援計画を策定する ・すべての学校に特別支援教育コーディネーターを置く ②コーディネーターの養成は19年度までを目途に実施する
県 の 方 向	◎校内体制づくりの研究 ①モデル事業において、 ・コーディネーターの活動内容や校内体制を作つくる ・コーディネーターの研修について研究をすすめる ②校内体制作りの手引書を作成し、全小・中学校に配付予定（H16年2月）	

変更内容＜４＞盲・ろう・養護学校から特別支援学校（仮称）へ		
文科省の方針	具体的な変更内容	国の説明
	○障害の枠にとらわれず、 ○教育的支援の必要性の大きい子どもを対象とする学校を設置する	①障害種にとられない学校設置を制度上可能に ②地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校となる ＜法令の改正に向けて準備中＞
県の方針	◎盲・ろう・養護学校の在り方の研究 ①稲荷山養護の知肢併置をはじめとし、総合化を進めていく ②地域の自律教育のセンター的な役割を研究していく ③学校の名称は今後検討する	
変更内容＜５＞広域特別支援連携協議会の設置		
文科省の方針	具体的な変更内容	国の説明
	○教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保する	①都道府県レベルで部局横断型の組織を設け、各地域の連携協力体制を支援する ②質の高い教育支援を支えるネットワークを構築する
県の方針	◎関係部局との連携強化 ①社会部・衛生部との勉強会を定期的にもっている ②更に関係部局との連携の在り方を研究していく	

県教育委員会の基本的な立場

- ノーマライゼーションの進展を踏まえ、本人及び保護者の立場に立ち一人一人の教育的ニーズに応えることを基本に置く
- 長野県における特殊教育の歴史を踏まえ、長期的なビジョンをもった上で、推進計画を立てていく必要がある

課題となること

☆ 自律教育への転換にかかわる内容

- ・ 通常の学級に在籍する子どもの特別な教育的ニーズへの対応
- ・ 現在特殊学級に在籍している子どもへの対応
- ・ 認定就学や判定と異なる措置の子どもへの対応

☆ 盲・ろう・養護学校のセンター化・総合化・地域化にかかわる内容

- ・ 地域の小・中学校への支援
- ・ 知肢併置など総合化の検討
- ・ 地域分散化等地域化の検討
- ・ 教員の専門性の向上

- 人的配置の見直し
- 施設設備の充実
- 市町村教育委員会との
連絡調整

市町村教育長協議会への提出資料より